

i 制度の概要

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者を多数継続雇用する事業主が、これらの障害者の就労に必要な事業施設等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。障害者の**安定した雇用継続**を支援し、共生社会の実現を目指す重要な制度です。

🏠 支援内容

❑ 施設設置・整備費

作業施設、管理施設、福祉施設、設備等の整備費用

最大1億円

助成率：2/3

❑ 特例条件

第3セクター企業、特別重度障害者3人以上雇用

助成率：3/4

利息助成：5年間

🎯 対象となる取組

【作業施設】

- ❑ 労働者が作業を行う施設の設置・整備

【管理・福祉施設】

- ❑ 事業管理施設（作業施設と併設）
❑ 労働者住宅（社宅、寄宿舎等）
❑ 保健施設（保健室、休憩室等）
❑ 給食施設（食堂）
❑ 職業訓練施設（教室、実習場等）

【設備】

- ❑ 固定資産税の課税対象となる償却資産
❑ 自動車税の課税対象となる自動車等

👥 対象者

- ❑ **対象障害者10人以上**を1年超継続雇用
❑ 雇用者数に占める障害者割合が2/10以上
❑ 事業所自らが施設を所有・設置・整備
❑ 安定した雇用継続が認められる事業主

💡 採択率向上のポイント

- ❑ **雇用実績の明確化**：1年超の継続雇用実績を詳細に記録
❑ **施設の必要性**：障害者の**就労支援**に直結する整備内容
❑ **長期雇用計画**：安定した雇用継続の具体的計画
❑ **専門家との連携**：社労士等による申請書類の精度向上

📊 戦略的分析

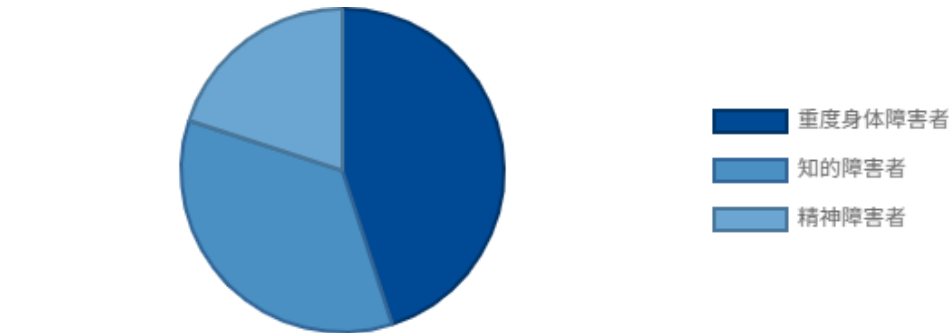
【障害者雇用促進法との関連性】

- ❑ **法定雇用率達成**企業への追加支援制度
❑ 雇用義務を超えた**積極的雇用**への評価
❑ 共生社会実現に向けた国の重点政策

【中長期的な経営メリット】

- ❑ **CSR向上**による企業価値の向上
❑ 優秀な**障害者人材**の安定確保
❑ 助成金による設備投資コスト軽減

📊 対象障害者の構成比



重度身体障害者：運動機能、内部機能等の重度障害

知的障害者：療育手帳A・B判定等

精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者

🏢 施設整備事例

施設分類	具体的な整備例
作業施設	バリアフリー工場、特殊作業台
管理施設	管理事務所、会議室
保健施設	医務室、カウンセリング室
訓練施設	職業訓練教室、実習設備
設備	車椅子対応設備、専用車両

👥 専門家活用のススメ

- ❑ **社会保険労務士**：雇用実績証明、申請書類作成支援
❑ **建築士・設計士**：バリアフリー設計、施設計画策定
❑ **障害者就労支援専門家**：就労環境改善アドバイス
❑ **税理士・会計士**：財務計画、資金調達支援

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/09/08作成】

提出書類	チェックポイント
受給資格認定申請書	☐ 雇用実績 を1年超で詳細記載 ☐ 障害者割合2/10以上を明記
施設整備計画書	☐ 設置目的と障害者支援との関連性 ☐ 設計図面 、仕様書の添付
労働者名簿	☐ 対象障害者の雇用期間を明確化 ☐ 障害者手帳等の証明書写し
事業計画書	☐ 長期雇用継続の具体的計画 ☐ 費用積算根拠 の詳細記載

📅 申請スケジュール

- 🕒 **事前準備期間**
雇用実績証明に3～6ヶ月。施設設計・見積取得に2～4ヶ月。
- 📄 **申請受付**
随時受付
都道府県支部窓口への持参または郵送
- 🔍 **審査期間**
約1～2ヶ月程度（書類審査・現地調査）
- 📢 **認定通知**
審査完了後、認定結果を通知
- 🏠 **整備着手・完了**
認定後に整備着手可能
完了後30日以内に支給申請

⚠️ 補足事項

- ❑ **利息助成制度併用可能**：施設整備費用を銀行等から借入れる場合、最大5年間の利息助成も受給可能
- ❑ **特例子会社の優遇措置**：重度障害者雇用数が特に多い特例子会社は厚生労働大臣承認により上限額拡大の可能性

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/juta_joseikin/sub04_juta.html
お問い合わせ	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課 （東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課） https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html